日本共産党　市議団だより 2019年1・2月号　ホームページ：日本共産党鳥取市議団 http://d.jcp-torishigidan.net/

伊藤いく子議員 ☎21－5759　岩永安子議員 ☎23－0101　金田靖典議員 ☎85－1374　荻野正己議員 ☎0858－85－2388
〒680-0842 鳥取市尚徳町116　鳥取市議会控室　☎ 0857－20－3335（直通）

市は「高齢者の在宅支援」のために、施策の充実を!!

岩永安子（いわながやすこ）議員

岩永やす子議員は、「ケアマネージャーから、高齢者住環境整備事業制度が利用しづらくなったという声を聞いている。『住み慣れた地域で最後まで暮らしたい』という高齢者の願いを支える制度として必要と考えるが、市長はどう考えるか」と質しました。高齢者住環境整備事業は介護保険で実施される住宅改造や補助具の支給や貸付とともに、市独自の助成制度ですが、対象者を「本人、同一住所地の親族が非課税」としたため、利用者が激減している制度です。

市長は、「バリアフリーが標準的な仕様となってきている状況で、利用しづらくなったという意見は聞いていない」と答えました。

岩永議員は、「介護保険制度の住宅改修や補助具支給が年間500～700件の利用希望があるのに、市の『高齢者住環境整備事業』が平成29年度５件しかないというのは、利用できなくなっていることを表している。対象者の拡大をして、利用し易い制度にするべき」として、再度、答弁を求めました。市長は「幅広く高齢者の困りごとやニーズの把握に努めながら、高齢者の住環境の整備助成事業も含めて、必要に応じて実態に即した施策を進める」と答えました。

他に、千代川の治水対策の強化、就学前の子どもの医療費の窓口負担無料化を求めました。

水道法改悪!! 市長「責任を持って直営で維持する」

伊藤いく子（いとう）議員

安倍政権は、命にかかわる水までも民間の儲けの対象にし、さらなる広域化へとつながる水道法の改悪を強行しました。水道事業管理者は、「人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化に対応するために水道の基盤を強化することが一番の目的。今回の改正が、将来へ向けての持続可能性を高めることにつながると受けとめている。広域連携の推進や官民連携の推進は、水道事業の基盤を強化するための方策の１つである」と認識を述べました。

伊藤いく子議員は、「改悪法では、国が経営基盤強化のために広域化を含む基本方針を策定し、都道府県が基本方針に沿って基盤強化計画を立てることができる。トップダウンで水道の広域化が進められるのではないか」と追及。水道事業管理者は、「都道府県が水道基盤強化計画を定めるには、関係市町村及び水道事業者の同意を得なければならず、意向を無視した広域化が進むようなことはないと考えている」と答えました。しかし、**伊藤議員**は、国が現行法の下でも広域化を補助金等で誘導しようとしていると指摘し、「改悪された水道法の下で、自治体の役割、責任を今後どのように果たしていくのか」と市長を質しました。市長は、「今後も市として責任を持って直営によって水道水を供給する体制を維持していかなければならないと考えている」と答えました。

新本庁舎の包括管理、庁舎外にコールセンター設置に反対!!

12月定例会に提案された補正予算には、債務負担行為として、11月開庁予定の新本庁舎の保守・点検・管理・清掃等の業務を一本化する「包括管理業務委託事業費」と市民からの問い合わせを、電話・ＦＡＸ・メールにより一元的に受け付ける「鳥取市コールセンター設置・運営業務委託事業費」が含まれています。

伊藤議員は、反対討論に立ち、①包括管理のデメリットとして民間事業者から、「市内業者の、市からの直接受託機会の減少」、「市の管理ノウハウの減衰」が挙げられており、看過できない。②市民からの問い合わせに答えるのは市職員の基本業務であり、毎日の業務でスキルを身につける機会がなくなると、それぞれ反対理由を述べました。

この他、議員の期末手当引き上げ、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園についての条例改正についても反対しました。

消費税10％引き上げは中止すべき!!

市民団体から、国に対して「消費税10％引き上げ中止を求める意見書」の提出を求める請願が出されました。岩永議員は、

① 消費税はとりわけ所得の低い人に負担を強いるものである
② 社会保障には使われていないこと
③ 税金は応能負担が原則ということ

を指摘し、請願に対する賛成討論を行いました。反対討論はなく、賛成は共産党４名だけでした。

（ウラ面もお読みください。このチラシは政務活動費で作成しています。）

金田靖典（かねだ のぶすけ）議員

大型風車建設計画 地元自治体として 意見を明確にせよ!!

「（仮称）鳥取市青谷町風力発電事業」は、一昨年「県環境影響審査会」で審査され「方法書」について県は、国に、環境保全の立場で13項目指摘。「事業に伴う環境影響を可能な限り回避、または最大限低減すること」、「事業規模や風力発電機の設置基数の縮小も検討」を求めました。現在、「方法書」に基づき「現地調査」に入ろうとしています。地元からも反対の意見書が市と県に提出されており、**金田靖典議員**は現時点で市長の見解を改めて質しました。

市長は「今後何度か意見を述べる機会がある。総合的に判断する」と答弁しました。

金田議員は、台風24号で予定地周辺は甚大な被害が発生した地域であり、郷土の人命と自然を守る観点からも、許認可権者に「不適地である」と表明すべきだと要望しました。

障がい者のスポーツ参加 必要なところから、改善を急げ!!

「誰でもスポーツ参加を」という目標は、福祉計画が作られるたびに掲げられてきました。しかし、スポーツ施設（特に新市域の体育館）の実態を見ると、身障用駐車場、スロープ、自動玄関、身障用トイレなどは「バリアフリー法」にほど遠く、「建築物移動等円滑化基準」に基づく到達目標もありません。**金田靖典議員**が調査したいくつかの施設では、「雨漏り」が放置され「休養室」の天井板がはがされたままの所もありました。

教育長は、「年次計画で改善を図りたい。危険個所、緊急を要する案件については、適切な対応をしていきたい」と答弁しました。

金田議員は、現地調査から、どの施設も「土砂災害時の避難場所」となっていると指摘し、障がい者も高齢者にも利用に不便のないよう早急な改善を求めました。

認知症対策は必要。 しかし、ビッグデータは危険!!

公明党から提案された「認知症施策の推進を求める意見書」の内容は、「基本法の制定」、「支援体制の構築」、「若年性認知症の支援」、そして、「認知症の全国規模の疫学調査と疾患登録に基づくビックデータの活用」などです。

市議団は、「ビッグデータの活用」は問題があると指摘し、その部分の削除を求めましたが、「それは肝の部分」ということで修正されませんでした。

最終日の本会議で、金田議員は、認知症対策はもちろん必要とした上で、ビッグデータは個人情報保護法の例外規定の拡大につながるとして、反対討論を行いましたが、反対少数で国に意見書が提出されることになりました。

荻野正己（おぎの まさみ）議員

合併新市域住民の 声に応える総合支所 機能の拡充を!!

鳥取市は、いわゆる「平成の大合併」で市域が拡大しました。ところが、合併後の課題を十分検証しないまま、特例市に引き続き、中核市に移行し、いま連携中枢都市圏づくりを進めています。合併により、人口減少や高齢化が旧市域に比べ新市域は著しく、課題も多いと新市域の住民は感じています。

荻野正己議員は、新市域住民の代表的な声を紹介して、「総合支所の機能について」、支所の窓口サービスの課題や「地区要望」の具体例を示しながら、その改善や善処を求めました。また、支所長権限の拡充など、「総合支所機能の拡充」を求めました。

市長は、「総合支所は、幅広く市の業務全般にわたって各種サービスや事務を行っている。窓口で長い待ち時間やたらい回し等がないよう、支所内や本庁担当課とも十分連絡・連携を図り、適切な市民対応、待遇を心がけ、市民サービスの一層の向上を図りたい。『地区要望』については、決済権者は私だが、支所地域の課題、案件は、原則支所担当課が対応し、本庁の各主管課と協議の上で支所長が回答案を決定。つまり、支所長が『地区要望』への回答権限を持っている。支所長は、部長級相当の決済権限（予算執行面など具体的業務を例示しながら）を有している」と答えました。

しかし、支所機能の拡充については、全市域の均等発展は言うものの、職員増などの体制強化や支所の総枠予算増、支所長権限の拡充には言及しませんでした。

職員配置の基準緩和でなく、指導員の処遇改善を!!

放課後児童クラブでは、「放課後児童支援員」という専門資格をもつ指導員を２人以上配置することが義務付けられています。ところが、国は人材不足を理由に基準を緩和し、地方自治体の裁量に委ねようとしています。

学童保育の団体から、国に対して「現行の学童保育指導員の資格と配置基準を維持するための財政措置を求める意見書」の提出を求める陳情が提出され、審査をした文教経済委員会では４対３の賛成多数により採択されました。最終日の本会議で、荻野議員は「職員配置の基準緩和でなく、指導員の処遇改善をすべき」と賛成討論に立ちましたが、採決の結果、賛成少数で否決されました。

鳥取市立美術館建設を求める陳情が採択

11月30日に開かれた臨時会で、「鳥取市立美術館建設のお願いについての陳情」が総務企画委員会で再度審査され、４対３の賛成多数で採択されました。

共産党は、①桂見への県立美術館建設が中止になった件について、県知事からの説明が市と議会になされていないこと、②県議会の附帯決議に基づく県立博物館の改修工事の内容が明らかになっていないことなど、この陳情を審議する条件は整っていないと指摘し、市立美術館建設が必要というのは拙速すぎると反対しました。